

修学資金貸与終了後の提出書類一覧表

<卒業前・卒業直後>

◆()内の数字は様式番号を表しています。

区分	No	事由	提出書類	注意事項
第一種	1	【従事猶予】 ◆養成施設等を卒業後、指定施設に就職 ◆大学院修了後、都内医療機関等に就職	卒業前 ①借用証書・返還予定明細書(21) ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書	◆返還猶予申請書・指定施設証明(25)の両面に従事先の証明が必要です。ただし、大学院修了者は指定施設証明は不要です。 ◆養成施設等卒業者は②(ア)を、大学院修了者は②(イ)を提出してください。
			卒業後 ①返還猶予申請書・指定施設証明(25) ②(ア)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し(進学猶予終了者は卒業証書の写し) ②(イ)修了証書の写し	
	2	【進学猶予】 他の養成施設・院に進学	卒業前 ①借用証書・返還予定明細書(21) ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書	◆返還猶予申請書(25)に進学先の証明が必要です。 ◆養成施設等卒業者は②(ア)を、大学院修了者は②(イ)を提出してください。 ◆進学先を卒業後は、No.1又は4の手続を行ってください。
			卒業後 ①返還猶予申請書・指定施設証明(25) ②(ア)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し ②(イ)修了証書の写し	
3	【その他猶予】 やむを得ない理由により、看護業務に従事できない	卒業前 ①借用証書・返還予定明細書(21) ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書	◆養成施設等卒業者は②(ア)を、大学院修了者は②(イ)を提出してください。 ◆③については、やむを得ない理由の種類によって別表2に記載の書類を提出してください。 ◆猶予終了後は、No.1又は4の手続を行ってください。	
		卒業後 ①返還猶予申請書(25) ②(ア)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し(進学猶予終了者は卒業証書の写し) ②(イ)修了証書の写し ③猶予理由の証明書等		
4	【全額返還】 ◆指定施設以外に就職、非就業又は試験不合格 ◆大学院修了後、都外医療機関等に就職又は看護業務外に従事	卒業前 ①借用証書・返還予定明細書(21) ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書 ③返還届(15) ④返還金口座振替依頼書	【卒業前に未提出の場合】 ◆卒業後、返還事由に該当した時点で下記の書類を提出してください。 ①返還届(15) ②返還金口座振替依頼書	
第二種	【全額返還】			
	卒業後の進路に関わらず、右の書類を提出		卒業前 ①借用証書・返還予定明細書(21) ②連帯保証人2名の印鑑登録証明書 ③返還届(15) ④返還金口座振替依頼書	◆卒業後の進路に合わせて⑤(a)-(c)のいずれかの手続を行ってください。
	(a)	都内施設で看護業務に従事	卒業後 ①在職証明書 ②(ア)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し(他の養成施設等に進学・卒業後は卒業証書の写し) ②(イ)修了証書の写し	◆貸与を受けた期間内で返還します。 ◆養成施設等卒業者は②(ア)を、大学院修了者は②(イ)を提出してください。
	(b)	都外施設で従事、非就業又は試験不合格		◆貸与を受けた期間の2分の1の期間内で返還します。
	(c)	他の養成施設・院に進学	卒業後 ①返還猶予申請書(25) ②(ア)免許証又は登録済証明書(ハガキ)の写し ②(イ)修了証書の写し	◆養成施設等卒業者は②(ア)を、大学院修了者は②(イ)を提出してください。 ◆進学先を卒業した後は、No.5(a)又は(b)の手続を行ってください。
共通	6	【複数口貸与】 2口目以降の第二種分の返還猶予を希望する場合	卒業前 返還猶予申請書(25)	◆猶予を申請する口数分の提出が必要です。

◆複数口借りていた人は、借りていた口数分の提出書類が必要です。

◆提出書類は、「写し」と記載されたもの以外は原本です。また、添付書式には必ず貸与番号を明記してください。

<卒業後>

区分	No	事由	提出書類	注意事項
従事猶予を受けた後の変更手続	7	【従事先変更】 他の指定施設（大学院修了者は都内医療機関）に転職	①従事先変更届・指定施設証明(14) ②在職証明書	◆従事先変更届・指定施設証明(14)の両面に新従事先の証明が必要です。ただし、大学院修了者は指定施設証明は不要です。 ◆在職証明書は旧職場の証明が必要です。
	8	【進学猶予】 他の養成施設・院に進学	①返還猶予申請書(25) ②在職証明書	◆返還猶予申請書(25)に進学先の証明が必要です。
		【従事猶予】 進学した養成施設・院を卒業後、指定施設に就職	①返還猶予申請書・指定施設証明(25) ②卒業証明書又は修了証書の写し	◆退学や留年等による卒業延期には別途手続が必要です。
	9	【その他猶予】 やむを得ない理由により看護業務に従事できない	①返還猶予申請書(25) ②在職証明書 ③猶予理由の証明書等	◆③については、やむをえない理由の種類によって別表1に記載の書類を提出してください。 ◆在職証明書は旧職場の証明が必要です。
		【従事猶予】 やむを得ない理由により休職後、再就職・復職	①返還猶予申請書・指定施設証明(25)	◆同じ施設に復職する場合、返還猶予申請書(25)の従事開始日には復職日を記入してもらってください。
	10	【全額返還】 ◆指定施設を貸与期間未満で退職 ◆大学院修了後、都内医療機関等を5年未満で退職	①返還届(15) ②返還金口座振替依頼書 ③退職日が確認できる書類	◆返還事由に該当した翌月から返還債務が発生しますので、早急に手続を行ってください。
	11	【裁量免除】 従事期間が5年に満たないが、貸与期間以上指定施設で看護業務に従事	①返還届(15) ②返還金口座振替依頼書 ③在職証明書 ④修学資金返還免除申請書(23)	◆返還事由に該当した翌月から返還債務が発生しますので、早急に手続を行ってください。 ◆大学院修了者は裁量免除の対象外です。
12	【当然免除】 返還免除となるために必要な期間（5年間）看護業務に従事	①返還免除申請書(23) ②在職証明書	◆途中で従事先を変更している場合は、従事したすべての指定施設の名称を記入してください。	
返還開始後	13	【進学猶予】 他の養成施設・院に進学	①返還猶予申請書(25)	◆返還猶予申請書(25)に進学先の証明が必要です。
	14	【その他猶予】 やむを得ない理由により看護業務に従事できない	①返還猶予申請書(25) ②猶予理由の証明書等	◆②については、やむをえない理由の種類によって別表2に記載の書類を提出してください。ただし、申請できるのは履行期が未到来のものに限ります。
その他共通手続	15	本人や連帯保証人の住所又は氏名を変更	①住所等変更届(7) ②氏名変更の確認ができる公的書類（氏名を変更した場合のみ）	◆公的書類とは、戸籍謄本又は抄本、運転免許証の写し等、新姓・旧姓両方が確認できるものを指します。また、口座名義の氏名を変更する場合は、「返還金口座振替依頼書」も提出してください。
	16	連帯保証人を変更	①連帯保証人変更申請書・連帯保証書(5) ②連帯保証人の印鑑登録証明書 ③連帯保証人の住民票 ④連帯保証人の収入証明	◆連帯保証人が押印する印は必ず実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）を使用し、印鑑登録証明書は3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。 ◆住民票は世帯主及び続柄、本籍及び筆頭者の記載があり、3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。 ◆収入証明として、直近の勤務先の源泉徴収票又は確定申告書等を提出してください。
	17	本人が死亡		◆詳細は別表3をご覧ください。

◆複数口貸与を受けていて第一種が返還となった場合は、第一種の返還が優先となります。

<別表 1>

従事猶予中の返還猶予について

従事猶予中、やむを得ない理由が生じたときは、その期間中の返還猶予を申請することができます。

なお、やむを得ない理由とは、災害・病気・出産・育休・介護等のことを指します。経済的理由は、やむを得ない理由に該当しません。

事由	期間	提出書類
災害	東京都が就業不可と認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②罹災証明書 ③在職証明書
病気	医師の診断書にて就業不可と認められる期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②医師の診断書(注1) ③在職証明書
出産	産前8週から出産予定日(又は出産日)の1年後まで	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②母子手帳の写し(注2) ③在職証明書
育休	従事先の所属長が認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②育休証明(注3) ③在職証明書
介護	従事先の所属長が認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②介護証明(注3) ③在職証明書

(注1)「就業不可」等の文言及び療養期間の記載があるもの。療養期間の記載がない場合は、最大で6か月とします。

(注2)表紙等本人の氏名が記載されているページ、出産予定日・出産日の記入があるページを用意してください。

(注3)所属長の記名・押印があるものを用意してください。

<別表 2>

返還中にやむを得ない理由が生じた場合の返還の猶予

返還中に、やむを得ない理由が生じたときは、返還の履行期が未到来のものに限り、その期間中の返還猶予を申請することができます。

なお、やむを得ない理由とは、災害、病気やけが、出産等のことを指します。経済的理由はやむを得ない理由に該当しません。それぞれの理由による返還債務の猶予承認期間及び必要書類は下記のとおりです。原則として、申請の翌月からの猶予となります。申請の時期によっては、返還猶予の開始が遅れることがありますので予め御了承ください。

事由	期間	提出書類
災害	東京都が就業不可と認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②罹災証明書
病気	医師の診断書にて就業不可と認められる期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②医師の診断書(注1)
出産	産前8週から出産予定日(又は出産日)の1年後まで	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②母子手帳の写し(注2)
育休	従事先の所属長が認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②育休証明(注3)
介護	従事先の所属長が認める期間	①「修学資金返還猶予申請書(第25号様式)」 ②介護証明(注3)

(注1)「就業不可」等の文言及び療養期間の記載があるもの。療養期間の記載がない場合は、最大で6か月とします。

(注2)表紙等本人の氏名が記載されているページ、出産予定日・出産日の記入があるページを用意してください。

(注3)所属長の記名・押印があるものを用意してください。

<別表3>

本人が死亡した場合の手続について

本人が死亡した場合、返還状況や死亡理由によって必要な手続が異なります。下記の表を参考に、すみやかに手続を行ってください。

区分	提出書類	注意事項
従 猶 に 事 予 中 死 亡	【看護業務上の理由】 ①死亡届(17) ②返還免除申請書(23) ③死亡診断書	連帯保証人からの申請により看護業務上で死亡したことが確認できた場合、当然免除（全額免除）の対象になります。
	【看護業務外の理由】 ①死亡届(17) ②返還免除申請書(23) ③戸籍等の除票	連帯保証人が裁量免除を申請しない場合は下記の書類を提出してください。 ①返還届(15) ②返還金口座振替依頼書
返 開 に 還 始 後 死 亡	①死亡届(17) ②返還免除申請書(23) ③戸籍等の除票	連帯保証人が返還免除を申請できるのは返還の履行期が未到来のものに限ります。